
プロジェクト	IFRS 第 9 号のエンドースメント手続
項目	IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)のエンドースメント手続の 進め方

本資料の目的

1. 本資料は、2014 年 7 月に改正された IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号 (2014 年)」という。)のエンドースメント手続について、これまでの IFRS のエンドースメントに関する作業部会(以下「作業部会」という。)及び金融商品専門委員会における検討事項を整理し、エンドースメント手続の進め方に関する検討を行うこと、及び、本日の検討事項を示すことを目的としている。

IFRS のエンドースメントに関する作業部会におけるこれまでの検討

2. 作業部会では、第 34 回作業部会(2017 年 5 月 19 日開催)から、2014 年 7 月に改正された IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号 (2014 年)」という。)のエンドースメント手続を開始している。

今回、エンドースメント手続の対象となるのは、2014 年 7 月公表時に 2013 年版から改正された部分(分類及び測定の限定的修正に関わるキャッシュ・フロー特性の要件の修正と負債性商品の FVOCI 区分の追加、及び、減損)である。

改正された部分の内容については、審議事項(1)-3 参考資料 1 及び参考資料(2)を参照のこと。

3. 第 35 回作業部会(2017 年 6 月 22 日開催)では、当該エンドースメント手続の一環として以下を行っている。
 - (1) IFRS 第 9 号(2014 年)の減損に関する要求事項の概要の確認
 - (2) 欧州におけるエンドースメントの状況の確認
 - (3) IFRS 第 9 号(2014 年)開発過程における我が国の関係者からの意見発信のフォロー・アップ
 - (4) IFRS 第 9 号(2014 年)の全体的な評価、及び、「削除又は修正」の要否を検討すべき事項の抽出

IFRS のエンドースメント手続における作業部会と金融商品専門委員会の関係

4. 金融商品専門委員会では、第 117 回専門委員会（2015 年 10 月 28 日開催）において、2013 年 11 月に改正された IFRS 第 9 号のエンドースメント手続に関する検討を専門的な見地から実施し、その内容を踏まえて、作業部会においてエンドースメント手続を行った。
5. 今回も同様に、金融商品専門委員会において、専門的な見地から IFRS 第 9 号（2014 年）のエンドースメント手続に関する検討を実施し、その後に開催される作業部会に報告し、その内容を踏まえて、作業部会でエンドースメント手続を行うことを予定している。

IFRS 第 9 号（2014 年）の検討課題と検討の進め方

（作業部会の検討、及び、作業部会から金融商品専門委員会へ依頼された課題）

6. 第 35 回作業部会では、IFRS 第 9 号（2014 年）の分類及び測定の限定的な修正と減損について、全体的な評価と「削除又は修正」の要否を検討すべき事項の抽出について検討を行った。その中で、減損に関して、主に次の点について、専門的な見地からの検討が必要とされており、金融商品専門委員会に対して検討が依頼されている。
 - (1) 実務上の困難さの観点で、いわゆる相対的アプローチや将来予測的な情報の適用について、金融機関の実務における知見を踏まえた検討が必要と考えられる。

（金融商品専門委員会におけるエンドースメント手続に関する検討の進め方）

7. 前項の依頼事項を踏まえて、第 119 回金融商品専門委員会（2017 年 8 月 4 日開催）では、次のとおり、検討を進めることを提案した。

(A) 検討に関連する可能性のある IFRS 第 9 号に関する周辺状況を確認する

- (1) 欧州におけるエンドースメントの状況の確認
- (2) 減損の要求事項に関連するバーゼル銀行監督委員会が公表している取扱いの確認

(B) 第 35 回作業部会で検討した「削除又は修正」の要否を検討すべき事項の抽出の過程を確認する

- (3) IFRS 第 9 号 (2014 年) 開発過程における我が国の関係者からの意見発信のフォロー・アップ
- (4) IFRS 第 9 号 (2014 年) の全体的な評価、及び、「削除又は修正」の要否を検討すべき事項の抽出

(C) 作業部会において専門的見地から検討が必要とされた項目について具体的に検討する

- (5) (4)において、専門的見地から検討が必要とされた項目 (第 6 項(1)) についての検討
 - ① 欧州での IFRS 適用に向けた準備状況の確認
 - ② 我が国における対応又は検討状況の確認
8. 第 119 回金融商品専門委員会では、上記の進め方に特段の異論は聞かれなかったことから、前項(A)及び(B) (前項(1)から(4)) に関する検討を行った。

(本日の検討事項)

9. まず、第 6 項及び第 7 項を踏まえて、IFRS 第 9 号 (2014 年) のエンドースメント手続の進め方についてご意見をお伺いしたい。

ディスカッション・ポイント

第 6 項及び第 7 項を踏まえて、IFRS 第 9 号 (2014 年) のエンドースメント手続の検討の進め方についてご意見をお伺いしたい。

10. また、第 7 項の検討の進め方を踏まえて、第 7 項(4)の「IFRS 第 9 号 (2014 年) の全体的な評価、及び、「削除又は修正」の要否を検討すべき事項の抽出」についてご審議いただきたい (審議事項(1)-4)。

なお、審議事項(1)-1 に示したように、第 7 項(1)から(3)について審議事項(1)-3 参考資料 3 から参考資料 6 を添付するが、これらに関しては、第 35 回作業部会 (作業部会では(1)及び(3)のみが対象) 及び第 119 回金融商品専門委員会では特段

の意見は聞かれていない。

ディスカッション・ポイント

第10項の本日の検討の進め方についてご意見をお伺いしたい。

以 上